

安八町告示第116号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年7月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年8月23日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年7月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年7月10日、町村議会広報クリニックの折の旅費(今村厚士分) 21,680円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年7月14日付 情報公開請求書
4. 令和元年7月14日付 情報公開請求書
5. 令和元年7月14日付 情報公開請求書

6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシーレンタカー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年7月24日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年7月10日、町村議会広報クリニックの折の旅費(今村厚士分)21,680円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月21日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年8月19日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

なお、同期日に追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年8月21日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年4月20日付岐町村議第160号「平成30年度町村議会広報クリニック（以下「クリニック」という。）の開催について（通知）」が、岐阜県町村議會議長会 会長から安八町議會議長（以下「議長」という。）に送達された。

(2) (1) の内容は、「1.目的／議会活動に対する住民の关心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、町村議会広報実務担当者を対象にした研修及び意見交換の場を設け、議会広報の発展に資することを目的とする、2.受講希望者／東海、近畿、中国、四国、九州地区の町村議会広報担当者（議員又は事務局職員）で各府県町村議會議長会が推薦する者、3.日時／平成30年7月10日（火）午後1時30分から午後5時まで（※午後零時30分から受付）、4.場所／全国町村議員会館 2階会議室（定員200名） 東京都千代田区一番町25番地（TEL 03-3264-8185（中略）」であった。

(3) 安八町議会事務局 局長 今村厚士（以下「今村厚士」という。）がクリニックに参加する目的は、現在、安八町議会（以下「議会」という。）が発刊している議会だよりを、「伝える広報から伝わる広報へ」とその質を高めていくために、議会だより編集委員とともにそのための考え方と手法を学び、今後の議会だより

の編集に反映させるためであった。

- (4) 今村厚士は、請求書中、事実証明書②のとおり出張命令を受け、議会だより編集委員とともに(3)の目的をもって、新幹線を利用（岐阜羽島駅～東京駅）してクリニックに参加した。
- (5) 今村厚士は、帰庁後同日付で書面にて安八町長に復命した。
- (6) 平成30年7月25日付で、クリニック参加に係る旅費として安八町職員の旅費に関する条例第12条の規定に基づく額が今村厚士分として一般会計から支出された。
- (7) 今村厚士は、クリニックでの研修を通して(3)の目的を達成し、以後の議会だよりの編集において、その立場と役割のなかで研修の成果を発揮した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第204条（給料、手当及び旅費）

第1項

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、(中略)に対し、給料及び旅費を支給しなければならない旨が規定されている。

第3項

給料、手当及び旅費の支給の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない旨が規定されている。

2 法第204条の2（給与等の支給制限）

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、(中略)及び前条第1項の職員に支給することはできない旨が規定されている。

3 安八町職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）

第3条（旅費の支給）

第1項

職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する旨が規定されている。

第4条（旅行の命令等）

第1項

旅行は任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならぬ。

第6条（普通旅費の種類）

第2項

鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する旨が規定されている。

第11条 (旅費の請求手続き)

第1項

旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払いをする者（以下「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない旨が規定されている。

第12条 (鉄道賃)

第1項第1号

その乗車に要する運賃

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和元年7月14日付にて、平成30年度町村議会広報クリニックに関して「本件の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「本件に出席した目的が達成されたことを証するもの」、「本件に出席した結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしているが、現在、請求に係る情報の公開をするかどうかの決定がされておらず書類の確認が不可能であるとしたうえで、今村厚士は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これら情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければなければならないことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には出張命令書のみの添付で領収書が添付されておらず、本当に鉄道賃として21,680円支払ったのかどうか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。最後に本件の支出負担行為決議書兼支出命令書に添付されている出張命令書は安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを言い加える。また安八町支出負担行為の整理区分に関する規則別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「請

求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法若しくは不当な公金の支出である。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、今村厚士が出張命令を受けてクリニックに参加することについて検討した。

上記、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3) のとおり、今村厚士はクリニックの機会を利用して、現在、議会が発刊している議会だよりを、「伝える広報から伝わる広報へ」とその質を高めていくために、議会だより編集委員とともにそのための考え方と手法を学んでいる。

つまり、今村厚士がクリニックに参加することは、議会だより編集委員会の補助者として議会だより編集委員と、「伝える広報から伝わる広報へ」とその質を高めていくための工夫等や、議会だよりの現状及び課題の点検と改善に関する共通理解を深めるためにも有意義なものである。

また、議会だより編集委員会の補助者として議会だよりの編集に携わっていることは明確であり、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3) の目的をもってクリニックに参加することは、その職務を遂行するうえで必要なことであると認められる。

これらの事情等を総合すると、今村厚士がクリニックに参加したことは、議会だより編集委員会の補助者として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、クリニックの機会を利用して、町民目線に立った議会だよりを編集するための考え方や手法を学ぶことは、議会だより編集委員会の補助者の職務の範囲内である。

そして、請求書中、事実証明書②で示されている「出張命令書」は、安八町職員が旅費を請求するにあたり、組織として使用している様式であるとともに請求書に示されるべき請求金額(鉄道賃)の記載がされていることを本件監査にて確認したことから、当該出張命令書をもって、当該出張に係る旅費(鉄道賃)を請求したことは、旅費条例第11条第1項にいう「所定の請求書」をもって当該出張に係る旅費(鉄道賃)を請求したことであることに一定の理解を示すことができる。

のことから、本件請求は町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。



